

令和7年度 水質検査計画

施設名称又は施設の種類の種類等

深川浄水（稲田配水池）

検査項目	頻度	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	1箇月に1回以上	100個/mL以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 大腸菌	1箇月に1回以上	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 カドミウム及びその化合物	3年に1回以上	0.003mg/L以下					○							
4 水銀及びその化合物	3年に1回以上	0.0005mg/L以下					○							
5 セレン及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
6 鉛及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
7 ヒ素及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
8 六価クロム化合物	3箇月に1回以上	0.02mg/L以下					○							
9 亜硝酸態窒素	3年に1回以上	0.04mg/L以下					○							
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3箇月に1回以上	0.01mg/L以下		○			○			○			○	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年に1回以上	10mg/L以下					○							
12 フッ素及びその化合物	3年に1回以上	0.8mg/L以下					○							
13 ホウ素及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
14 四塩化炭素	3年に1回以上	0.002mg/L以下					○							
15 1,4-ジオキサン	3年に1回以上	0.05mg/L以下					○							
16 ス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年に1回以上	0.04mg/L以下					○							
17 ジクロロメタン	3年に1回以上	0.02mg/L以下					○							
18 テトラクロロエチレン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
19 トリクロロエチレン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
20 ベンゼン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
21 塩素酸	3箇月に1回以上	0.6mg/L以下		○			○			○			○	
22 クロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.02mg/L以下		○			○			○			○	
23 クロロホルム	3箇月に1回以上	0.06mg/L以下		○			○			○			○	
24 ジクロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
25 ジブロモクロロメタン	3箇月に1回以上	0.1mg/L以下		○			○			○			○	
26 臭素酸	3箇月に1回以上	0.01mg/L以下		○			○			○			○	
27 総トリハロメタン	3箇月に1回以上	0.1mg/L以下		○			○			○			○	
28 トリクロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
29 ブロモジクロロメタン	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
30 ブロモホルム	3箇月に1回以上	0.09mg/L以下		○			○			○			○	
31 ホルムアルデヒド	3箇月に1回以上	0.08mg/L以下		○			○			○			○	
32 亜鉛及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
33 アルミニウム及びその化合物	3年に1回以上	0.2mg/L以下					○							
34 鉄及びその化合物	3年に1回以上	0.3mg/L以下					○							
35 銅及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
36 ナトリウム及びその化合物	3年に1回以上	200mg/L以下					○							
37 マンガン及びその化合物	3年に1回以上	0.05mg/L以下					○							
38 塩化物イオン	1箇月に1回以上	200mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1年に1回以上	300mg/L以下					○							
40 蒸発残留物	1年に1回以上	500mg/L以下					○							
41 陰イオン界面活性剤	3年に1回以上	0.2mg/L以下					○							
42 ジェオスミン	※	0.0001mg/L以下				○	○	○	○					
43 2-メチルイソボルネオール	※	0.0001mg/L以下				○	○	○	○					
44 非イオン界面活性剤	3年に1回以上	0.02mg/L以下					○							
45 フェノール類	3年に1回以上	0.005mg/L以下					○							
46 有機物（TOC）	1箇月に1回以上	3mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 pH値	1箇月に1回以上	5.8以上8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 味	1箇月に1回以上	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49 臭気	1箇月に1回以上	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 色度	1箇月に1回以上	5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 濁度	1箇月に1回以上	2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
PFOS, PFOA	1年に1回以上	暫定目標値(50ng/L)					○							
項目合計			9	21	9	11	52	11	11	21	9	9	21	9

頻度については水道法上の必要測定頻度を記載しています。

※は原水並びに水源及びその周辺の状況を勘察し、これらの物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

令和7年度 水質検査計画

施設名称又は施設の種類の種類等

更進浄水

	検査項目	頻度	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	1箇月に1回以上	100個/mL以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	1箇月に1回以上	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	3年に1回以上	0.003mg/L以下					○							
4	水銀及びその化合物	3年に1回以上	0.0005mg/L以下					○							
5	セレン及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
6	鉛及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
7	ヒ素及びその化合物	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
8	六価クロム化合物	3箇月に1回以上	0.02mg/L以下					○							
9	亜硝酸態窒素	3年に1回以上	0.04mg/L以下					○							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3箇月に1回以上	0.01mg/L以下		○			○			○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3箇月に1回以上	10mg/L以下					○							
12	フッ素及びその化合物	3年に1回以上	0.8mg/L以下					○							
13	ホウ素及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
14	四塩化炭素	3年に1回以上	0.002mg/L以下					○							
15	1,4-ジオキサン	3年に1回以上	0.05mg/L以下					○							
16	ジス-1,2-ジオキソレン及びトリス-1,2-ジオキソレン	3年に1回以上	0.04mg/L以下					○							
17	ジクロロメタン	3年に1回以上	0.02mg/L以下					○							
18	テトラクロロエチレン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
19	トリクロロエチレン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
20	ベンゼン	3年に1回以上	0.01mg/L以下					○							
21	塩素酸※	3箇月に1回以上	0.6mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	クロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.02mg/L以下		○			○			○			○	
23	クロロホルム	3箇月に1回以上	0.06mg/L以下		○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン	3箇月に1回以上	0.1mg/L以下		○			○			○			○	
26	臭素酸	3箇月に1回以上	0.01mg/L以下		○			○			○			○	
27	総トリハロメタン	3箇月に1回以上	0.1mg/L以下		○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン	3箇月に1回以上	0.03mg/L以下		○			○			○			○	
30	ブロモホルム	3箇月に1回以上	0.09mg/L以下		○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド	3箇月に1回以上	0.08mg/L以下		○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
33	アルミニウム及びその化合物	3年に1回以上	0.2mg/L以下					○							
34	鉄及びその化合物	3年に1回以上	0.3mg/L以下					○							
35	銅及びその化合物	3年に1回以上	1.0mg/L以下					○							
36	ナトリウム及びその化合物	3年に1回以上	200mg/L以下					○							
37	マンガン及びその化合物	3年に1回以上	0.05mg/L以下					○							
38	塩化物イオン	1箇月に1回以上	200mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム, マグネシウム等 (硬度)	1年に1回以上	300mg/L以下					○							
40	蒸発残留物	1年に1回以上	500mg/L以下					○							
41	陰イオン界面活性剤	3年に1回以上	0.2mg/L以下					○							
42	ジオスミン	※	0.00001mg/L以下				○	○	○	○					
43	2-メチルイソボルネオール	※	0.00001mg/L以下				○	○	○	○					
44	非イオン界面活性剤	3年に1回以上	0.02mg/L以下					○							
45	フェノール類	3年に1回以上	0.005mg/L以下					○							
46	有機物 (TOC)	1箇月に1回以上	3mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値	1箇月に1回以上	5.8以上8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	1箇月に1回以上	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	1箇月に1回以上	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	1箇月に1回以上	5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	1箇月に1回以上	2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	PFOS, PFOA	1年に1回以上	暫定目標値(50ng/L)					○							
	項目合計			10	21	10	12	52	12	12	21	10	10	21	10

頻度については水道法上の必要測定頻度を記載しています。

※は原水並びに水源及びその周辺の状況を勘察し、これらの物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

※塩素酸については独自の管理項目の為、毎月の検査を計画しています。

令和7年度 水質検査計画

施設名称又は施設の種類等

更進原水

	検査項目	頻度	更進原水											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	—						○						
4	水銀及びその化合物	—						○						
5	セレン及びその化合物	—						○						
6	鉛及びその化合物	—						○						
7	ヒ素及びその化合物	—						○						
8	六価クロム化合物	—						○						
9	亜硝酸態窒素	—						○						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	—						○						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—						○						
12	フッ素及びその化合物	—						○						
13	ホウ素及びその化合物	—						○						
14	四塩化炭素	—						○						
15	1,4-ジオキサン	—						○						
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	—						○						
17	ジクロロメタン	—						○						
18	テトラクロロエチレン	—						○						
19	トリクロロエチレン	—						○						
20	ベンゼン	—						○						
21	塩素酸													
22	クロロ酢酸													
23	クロロホルム													
24	ジクロロ酢酸													
25	ジブromクロロメタン													
26	臭素酸													
27	総トリハロメタン													
28	トリクロロ酢酸													
29	ブromジクロロメタン													
30	ブromホルム													
31	ホルムアルデヒド													
32	亜鉛及びその化合物	—						○						
33	アルミニウム及びその化合物	—						○						
34	鉄及びその化合物	—						○						
35	銅及びその化合物	—						○						
36	ナトリウム及びその化合物	—						○						
37	マンガン及びその化合物	—						○						
38	塩化物イオン	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム, マグネシウム等 (硬度)	—						○						
40	蒸発残留物	—						○						
41	陰イオン界面活性剤	—						○						
42	ジェオスミン	—						○						
43	2-メチルイソボルネオール	—						○						
44	非イオン界面活性剤	—						○						
45	フェノール類	—						○						
46	有機物 (TOC)	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味													
49	臭気	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
クリプト 指標菌	大腸菌(定性試験)	3箇月に1回以上		○				○			○			○
	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ芽胞菌)	3箇月に1回以上		○				○			○			○
	クリプトスポリジウム	3箇月に1回以上		○				○			○			○
	ジアルジア	3箇月に1回以上		○				○			○			○
農薬	アセフェート	—						○						
	ジメトエート	—						○						
	フェンチオン (MPP)	—						○						
	エチルチオメトン	—						○						
項目合計			8	12	8	8	47	8	8	12	8	8	12	8

頻度については水道法上の必要測定頻度を記載しています。